

【誤りやすい事例 ⑧ - 申告書第 11 表の付表 4 関係 - 】 支給されていなかった年金を受け取った場合

私（国税花子）は、夫（国税太郎）の死亡後、夫が生前に支給を受ける予定であった国民年金（未支給年金）を請求し、国民年金を受け取りました。

相続税がかかる財産の明細書 (事業（農業）用財産・家庭用財産・その他の財産用)					被相続人の氏名	国税 太郎	第11表の付表4	
この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、事業(農業)用財産、家庭用財産又はその他の財産の明細を記入します。								
項番	財産の明細		数量	価額	分割が確定した財産			
	特例	国外			財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)		
備考	財産の所在場所等		単価(円)	価額(円)				
1	その他	未支給年金 (国民年金)			1	76,000		
		〇〇市△△1 丁目1番1号		76,000				

誤

夫が生前に支給を受ける予定であった国民年金は、夫の相続財産であると考え、未支給年金として第11表の付表4に記入しました。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

相続税がかかる財産の明細書 (事業（農業）用財産・家庭用財産・その他の財産用)					被相続人の氏名	国税 太郎	第11表の付表4	
この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、事業(農業)用財産、家庭用財産又はその他の財産の明細を記入します。								
項番	財産の明細		数量	価額	分割が確定した財産			
	特例	国外			財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)		
備考	財産の所在場所等		単価(円)	価額(円)				

正

未支給年金については、被相続人の遺族が、未支給年金を自己の固有の権利(その者の権利)として請求するものであり、被相続人の死亡に係る相続税の課税対象にはなりませんので、第11表の付表4には記入しません。

なお、遺族が支給を受けた未支給年金は、支給を受けた者の一時所得(所得税)に該当します。

○ 相続税の課税対象とならない年金受給権

死亡したときに支給されていなかった年金を遺族が請求し支給を受けた場合は、その遺族の一時所得(所得税)の対象となり、相続税は課税されません。

また、厚生年金や国民年金などを受給していた人が死亡したときに、遺族に対して支給される遺族年金は、原則として所得税も相続税も課税されません。